

(平成30年11月1日現在)

事務処理フロー図

事務名	給水装置の新設・口径変更に係る申込みに対する承認(承認事項の変更の承認を含む。)
根拠法令	東京都給水条例第4条第1項

作成部署

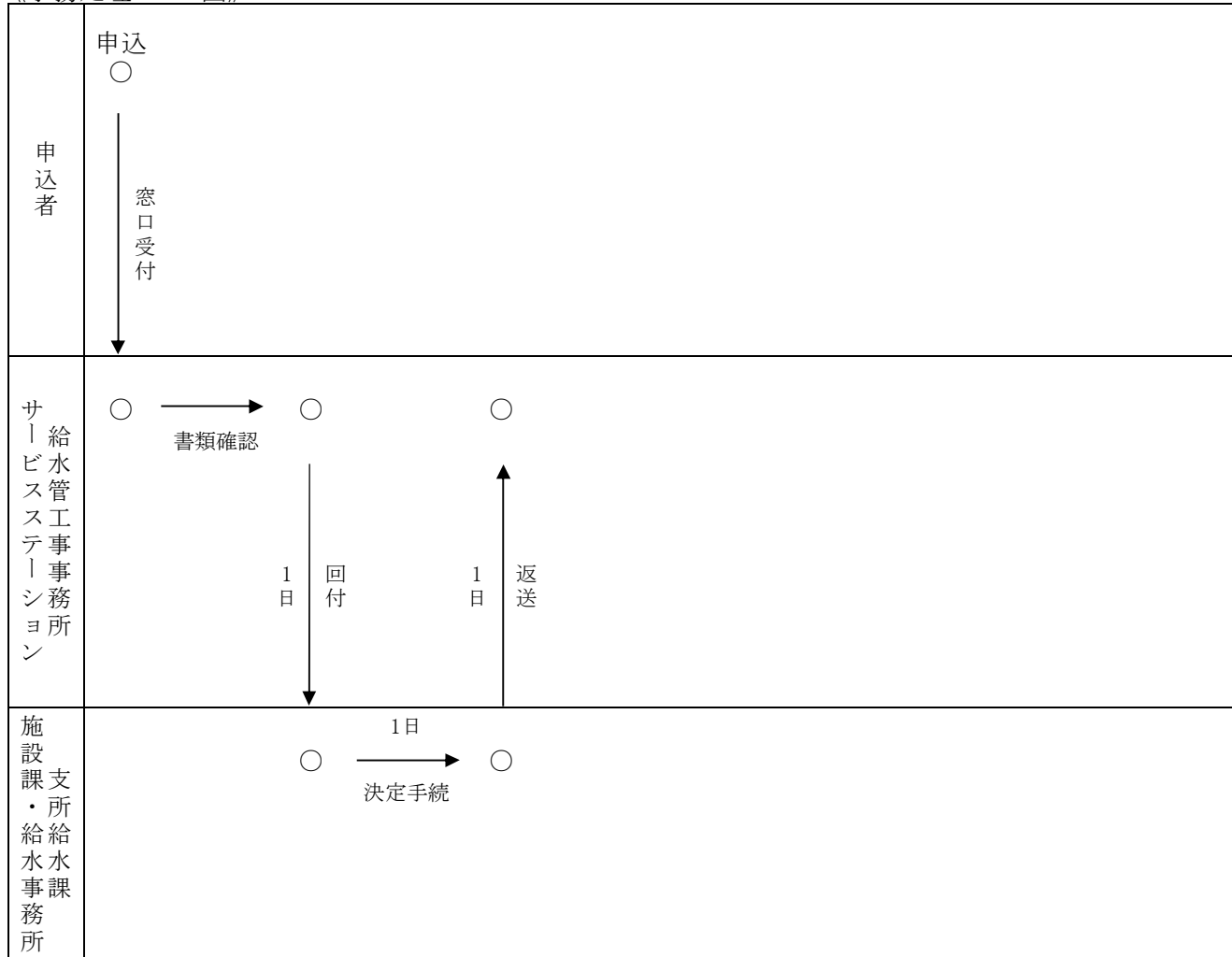
水道局給水部給水課給水装置担当 電話03-5320-6431

多摩水道改革推進本部調整部技術指導課技術調整担当 電話042-548-5415

標準処理期間計

3日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	書類確認	提出された書類の記入事項と承認要件を満たしているかを確認します。
2	回付	書類を決定部署である各支所給水課(施設課・給水事務所)へ回付します。
3	決定手続	施行について書類を確認し、決定します。
4	返送	書類を各給水管工事事務所(サービスステーション)へ返送します。